



平成 28 年 4 月 8 日

各 位

会 社 名	株式会社ファステップス
代表者名	代表取締役社長 川嶋 誠 (コード番号 2338 東証第二部)
問合せ先	取締役管理部長 村山 雅経
T E L	03-5360-8998 (代表)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行すること及び「定款一部変更の件」を平成 28 年 5 月 25 日開催予定の第 17 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監督機能をより強化することでコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図り、経営の透明性と健全性を高めることを目的として、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 5 月 25 日開催予定の当社第 17 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 変更の理由

① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の追加ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

② 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 38 条第 2 項を提案第 34 条第 2 項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③ 現行定款において規定している監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう附則に経過的な措置を新設

するものであります。

④ その他、条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

別紙のとおりであります。

(3) 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成28年5月25日（水）

定款変更の効力発生日 平成28年5月25日（水）

以上

<別紙>定款変更の内容

(変更箇所は下線にて表示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>第 5 条～第 7 条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 8 条 当社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度末日の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. (条文省略)</li> </ol> <p>第 9 条～第 13 条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. (条文省略)</li> </ol> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. (条文省略)</li> </ol> <p>第 16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. (条文省略)</li> <li>3. (条文省略)</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機__関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> <li>(削 除)</li> <li>3. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>第 5 条～第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 8 条 当社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度末日の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. (現行どおり)</li> </ol> <p>第 9 条～第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. (現行どおり)</li> </ol> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主<u>または</u>その法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. (現行どおり)</li> </ol> <p>第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10 名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></li> </ol> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. (現行どおり)</li> <li>3. (現行どおり)</li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>4. <u>法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. 補欠または増員として選任された取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、在任取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、取締役社長1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(報 酬 等)</p>	<p>(報 酬 等)</p>
<p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員 数)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>第27条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第28条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第2項の規程に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役を選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数で行う。</u></u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第33条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</u></p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第35条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>株主総会の決議により定める。</u></u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数で行う。</u></u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 取締役、<u>監査役</u>および会計監査人の 責任免除 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第38条 当社は取締役会の決議をもって取締役(取締役であった者を含む。)および<u>監査役(監査役であった者を含む。)</u>の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は<u>社外取締役、社外監査役</u>および会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第39条～第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 取締役および会計監査人の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第34条 当社は、<u>取締役会の決議をもって、</u>取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>および会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. <u>当社は、取締役会の決議をもって、第17回定時株主総会終結前の行為に関し、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. <u>第17回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、<u>なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条2項の定めるところによる。</u></p>

以上